

**令和4年台風第14号により経営に影響を受けている中小企業者への金融支援について
(県 中 小 企 業 融 資 制 度)**

◎ 令和4年台風第14号による売上減少等が生じている場合、
県中小企業融資制度が利用できます。

| | 緊急災害対策資金 | 緊急経営対策資金 |
|-----------|--|--|
| 融資対象者 | <p>県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害により被害を受けた者に限る。）</p> <p>(2) 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者(県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。)</p> <p>(3) 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）</p> <p>(4) 知事が特に認める災害により被害を受けた者</p> <p>※当該災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書が必要</p> | <p>県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、最近の経済変動による売上金額の減少又は売上総利益率若しくは営業利益率の低下が次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近1月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて10%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること</p> <p>(2) 最近3月間又は6月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて5%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること</p> <p>(3) 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であること</p> |
| 融 資 期 間 | <p>運転設備資金 7年以内(うち据置24月以内)</p> <p>設備資金 10年以内(うち据置36月以内)</p> | <p>運転資金 7年以内(うち据置24月以内)</p> <p>設備資金 10年以内(うち据置36月以内)</p> |
| 融 資 限 度 額 | <p>運転設備資金 2,000万円</p> <p>設備資金 3,000万円</p> | <p>運転資金 2,000万円</p> <p>設備資金 3,000万円</p> |
| 融 資 利 率 | <p>1年以内 年1.6%</p> <p>1年超3年以内 年1.8%</p> <p>3年超5年以内 年1.9%</p> <p>5年超7年以内 年2.1%</p> <p>7年超10年以内 年2.2%</p> | <p>1年以内 年1.6%</p> <p>1年超3年以内 年1.8%</p> <p>3年超5年以内 年1.9%</p> <p>5年超7年以内 年2.1%</p> <p>7年超10年以内 年2.2%</p> |
| 保 証 料 率 | <p>(1)～(3) 年0%</p> <p>(4) 年0%～年1.40%</p> | <p>年0.13%～年1.58%</p> |
| 申 込 機 関 | 商工会議所, 商工会, 県中小企業団体中央会, 金融機関 | |

今回の台風第14号は要件(2)に該当します。

今回の台風第14号は要件(2)に該当します。

◎ 既往債務の返済条件の緩和

- 令和4年台風第14号による売上減少等により、一時的に既往債務の返済が困難となっている場合は、個々の中小企業者の実情に応じ、返済条件の緩和が受けられる場合があります。
- 融資（保証）を受けた金融機関、鹿児島県信用保証協会（保証部：099-223-0271、経営支援部：099-223-0274）、独立行政法人奄美群島振興開発基金（0997-52-4511）に御相談ください。

〈問合せ先〉県庁中小企業支援課金融係 (TEL)099-286-2946